

十日町市ふるさとの木で家づくり事業補助金交付要綱

平成28年4月1日

十日町市告示第81号

(趣旨)

第1条 市長は、十日町市産の木材（以下「市産材」という。）の利用促進と林業の活性化を図るため、市産材を使用した住宅の建築に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の交付対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する専用住宅又は併用住宅（以下「住宅」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に転居しようとする者が、自ら居住するために市内に新築又は増築する住宅
- (2) 市産材を製材・加工して使用した住宅
- (3) 市産材を使用した構造材又は内装材が見える箇所を1カ所以上設ける住宅。
- (4) 構造見学会、完成見学会等において、市の求めに応じて市産材活用のPRの場として提供できる住宅
- (5) 補助金の交付申請日の属する年度の4月1日以降に建築現場に市産材が納材され、その年度末までに完成する住宅。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- (6) 市内に事務所又は営業所を有する工務店等が施工する住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税の滞納がない対象住宅の建築主とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、十日町市ふるさとの木で家づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の審査を行い、補助金の交付の可否及び交付額を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、当該申請者に対し、十日町市ふるさとの木で家づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条に規定する経費の配分の変更及び事業内容の変更の承認を受けようとする場合は、十日町市ふるさとの木で家づくり事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の審査を行い、交付の決定の変更の可否を判断し、承認する場合は、補助事業者に対して、十日町市ふるさとの木で家づくり事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を廃止する場合は、あらかじめ十日町市ふるさとの木で家づくり事業廃止申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（廃止の承認）

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、承認するときは、ふるさと十日町の木で家づくり事業廃止承認通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第11条 補助事業者は、事業完了後速やかに十日町市ふるさとの木で家づくり事業実績報告書兼補助金請求書（様式第7号）に別表第2に定める写真を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、速やかに補助金を交付するものとする。

（現場確認への協力の義務）

第13条 補助事業者は、市長が補助事業の遂行に関して対象住宅の建築現場の確認を求めた場合は、これに協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、第6条の規定による通知後又は補助金の交付後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を補助事業者から返還させることができる。

(1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年十日町市告示第38号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年十日町市告示第45号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年十日町市告示第35号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
対象住宅の建築に使用する市産材の購入費（対象は、構造材、内装材、造り付け家具等の住宅に固定されているものに限る。）	市産材の購入費の3分の1以内（現しの梁として使用する根曲り材は、2分の1以内）で上限25万円（1,000円未満切り捨て、補助金の額が10万円未満の場合は対象外とする。）

別表第2（第11条関係）

写真の種類	撮影内容
建築現場への市産材の納材状況の写真	建築現場へ市産材が納材された際の写真
市産材の使用状況が確認できる写真	市産材が建築に使用されている箇所の写真。構造材等の完成後に確認できない部分は建築中に撮影すること。
伐採時の写真	集積した木材のうち、1本以上に印を付けてあるものとする。印の形状は問わない。
製材業者への納材時の写真	伐採時の写真の印が確認できるものとする。